

## 横芝光町立地適正化計画策定委員会要綱

### (設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画の策定に当たり、関係者の意見を幅広く反映させるため、横芝光町立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 立地適正化計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要があると認めること。

### (組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町議会議員
- (3) 町民
- (4) 関係団体
- (5) 行政機関
- (6) 町長が必要と認めた者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に規定する事務が終了するときまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期

は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員のうちから互選する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、未来づくり課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年8月1日から施行する。